



《会計・税務の知識》どうなる！？特定支出控除

平成23年度税制改正では、特定支出控除が大幅に拡充されることになりそうです。現行制度では、年間の適用件数が100件程度で推移してきた、いわゆる『サラリーマンの必要経費』ですが、はたしてその使い勝手は改善されるのでしょうか。

1. 現行の制度

特定支出控除とは、次の支出の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額について、確定申告を通じて給与所得控除後の金額から控除できる制度であり、昭和62年に創設されました。

対象となる支出項目
①通勤費
②転勤に伴う転居費、旅費のうち一定のもの
③職務に直接必要な研修費
④職務上必要な資格取得費
⑤単身赴任者の帰宅旅費

このように、適用基準額が「給与所得控除額を超えた金額」と高額であることや対象となる支出の範囲が極めて限定的なことにより、これまではほとんど利用されていませんでした。

2. 改正の内容

そこで、平成23年度税制改正において、制度を使いやすくするという観点から支出範囲の拡大と適用基準額の引き下げが行われる予定です。

(1) 支出範囲の拡大

支出項目	加算できる特定支出額
変更	「弁護士」「公認会計士」「税理士」
④資格取得費	「弁理士」などの資格取得費が追加
新設	職務と関連のある「図書費」「衣服費」「交際費」「団体経費」が追加
⑥勤務必要経費	ただし、上限65万円まで

(2) 適用基準額の引き下げ

下記の適用基準額以上の特定支出がある場合に、超える金額を給与所得控除額の加算対象となります。

給与収入	適用基準額	
	変更前	変更後
1,500万円以下	給与所得控除を超える額	給与所得控除の2分の1を超える額
1,500万円超	給与所得控除を超える額	125万円を超える額

3. その使い勝手は…

では、実際にいくら使えば特定支出控除として申告できるかということ、次の通りです。

(単位：万円)

給与収入	適用基準額
180以下	収入金額×20% (最低32.5)
180～360	収入金額×15% +9
360～660	収入金額×10% +27
660～1,000	収入金額×5% +60
1,000～1,500	収入金額×2.5% +85
1,500超	125

①～⑥までの支出範囲のうち、一番可能性があるのは、新設された⑥の勤務必要経費だと思います。しかし、勤務必要経費は65万円までと上限が設定されており、給与所得が380万円以上の方は、勤務必要経費として65万円を支出したうえで、さらにその他の支出がなければ使えないことになります。同じく改正のあった資格取得費については、それほど頻繁にあるとは思えませんし、給与所得が380万円以上の方にとっては、改正による影響はあまり大きくないのかもしれませんが。

4. 注意点

これらの支出を「特定支出」として確定申告するためには、規定の書式にすべての特定支出の内訳を記載し、領収書を添付したうえで、さらに、業務に必要があることを証明するものとして、勤め先の会社から「給与等の支払者の証明書」を発行してもらう必要があります。

そのため、取引先との飲食代や図書費等あれもこれも特定支出にする、というのは、難しいのかもしれませんが。

5. まとめ

「改正」特定支出控除により、確かに適用のためのハードルは下がりました。しかし、広く一般的に利用されるためには、まだ金額的にも支出範囲的にも問題があるのではないのでしょうか。

それでも、単身赴任の方や高額な資格取得を考えている方など適用の可能性のある方は、平成24年分の所得税からの適用の準備として、今年は特定支出に該当するものがどのくらいあるのか、領収書を集計してみるのもよいかもしれません。

(担当：塚越 大紀)